

安城市私立高等学校等授業料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立高等学校等に在籍する者の保護者の経済的負担を軽減し、教育の機会均等の原則を確保するとともに、私立学校教育の振興を図るため、授業料を負担する保護者に対して予算の範囲内で交付する安城市私立高等学校等授業料補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算の執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校をいう。
- (2) 中等教育学校 法第1条に規定する中等教育学校をいう。
- (3) 専修学校 法第124条に規定する専修学校をいう。
- (4) 高等専門学校 法第1条に規定する高等専門学校をいう。
- (5) 私立高等学校 国（法第2条に規定する国をいう。以下同じ。）及び地方公共団体（同条に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）以外の者が設置する高等学校をいう。
- (6) 私立中等教育学校 国及び地方公共団体以外の者が設置する中等教育学校をいう。
- (7) 私立専修学校 国及び地方公共団体以外の者が設置する専修学校をいう。
- (8) 私立高等専門学校 国及び地方公共団体以外の者が設置する高等専門学校をいう。
- (9) 高等学校等 高等学校、中等教育学校、専修学校及び高等専門学校をいう。
- (10) 私立高等学校等 国及び地方公共団体以外の者が設置する高等学校等をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の10月1日（以下「基準日」という。）において本市に居住し、及び住所を有している者のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する規則（昭和39年安城市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

る法律（平成22年法律第18号）第4条の規定による認定を受けた、次の各号のいずれかに該当するものの保護者とする。

- (1) 基準日において、私立高等学校に在籍する者
- (2) 基準日において、私立中等教育学校の後期課程に在籍する者
- (3) 基準日において、私立専修学校の高等課程（修業年限が3年の課程に限る。）に在籍し、当該高等課程の修了時に高等学校卒業者と同様の大学入学資格が得られると見込まれる者
- (4) 基準日において、私立高等専門学校の第1学年から第3学年までに在籍する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。

- (1) 当該私立高等学校等において授業料の納付を全額免除されている者の保護者
- (2) 法第58条に規定する専攻科又は別科に在籍する者の保護者
- (3) 高等学校等に在籍した期間が通算して36月を超える者（定時制又は通信制の課程に在籍する者にあっては、高等学校等に在籍した期間が通算して48月を超える者）の保護者
- (4) 通信制の課程において通算の履修が74単位を超える者の保護者
- (5) 市税を滞納している者
- (6) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1学年度につき次の表に掲げる額とする。ただし、当該年度において対象者が納付すべき授業料の額（授業料の軽減等を受けている場合（授業料に関する助成金等を受給する場合を含む。）は、その軽減等の後の額）を限度とし、補助金の額が100円未満となる場合は交付しない。

区分	対象者	補助金の額
I	愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱 (平成22年4月1日施行) 別表第1に掲げる所得基準のいずれかに該当する者	3万円
II	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条に規定する受給資格の認定を受けた者のうち、愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱別表第	1万2,000円

	1に掲げる所得基準のいずれにも該当しないもの	
--	------------------------	--

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付の申請は、対象者が行うものとする。

2 前項の申請を行おうとする者は、安城市私立高等学校等授業料補助金交付申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第6条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査しなければならない。

この場合において、市長は、対象者及び私立高等学校等に対して資格等を確認するため、必要な資料の提出を求めることができる。

2 市長は、補助金の交付を決定した場合は、補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に対して補助金の交付の決定及びその支払について通知するものとする。

3 市長は、補助金の不交付を決定した場合は、申請者に対して補助金の不交付の決定及びその理由について通知するものとする。

(決定の取消し)

第7条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、当該決定を受けた年度において、第3条第2項の規定に該当し、対象者でなくなった場合は、その者の補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。